

提出意見の概要

【東北ブロック】

○一般参加区分（氏名）

- ・ 畠山 裕太 2

○団体参加区分（団体名）

- ・ 全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会 3
- ・ 一般社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会 4

（敬称略）

※上記のほか、意見表明の辞退者が2名

8月23日説明・公聴会（仙台会場）
当日表明する意見の概要

(ふりがな)
氏名

ほにけやま ゆうた
島山 裕太

(団体参加の場合は団体名)

【当日表明する意見の概要】

- 1 カジノによる弊害に着目すればカジノを「設置しない」のが合理的判断である。
経済効果だけに着目し、弊害に目をつむることは許されない。弊害対策をしても弊害をなくすことはできず、弊害の深刻さは金銭に換算できないほど大きい。
- 2 カジノにより失うものが大きすぎる
 - (1) カジノは、我が国のイメージを大きく損ない、大きな損失をもたらす賭博で金を稼ぐ国であることを国民として誇れない。
賭博立国は、将来必ず「恥ずべき歴史」として振り返ることとなる。
 - (2) カジノは、ギャンブル依存症を最産する
ギャンブル依存症は、本人だけでなく家庭、社会にも大きな影響を与える、社会が生み出す重大な病理現象である。
ギャンブル依存は、「大きく勝った」という快感からはじまる場合が多い。カジノでは、賭けられる金銭も多くより強いギャンブル依存症を生む可能性がある。
- 3 「世界最高水準の規制」について
依存症になるとカジノ以外のギャンブルにも移行する可能性があるから、依存症対策はカジノへの「入場規制」「回数制限」だけでは意味が無い。
仮に設置するならば利用金額に厳しい上限を設けるべきである。
警察庁は、依存症対策のため、パチンコの出玉を3分の2に抑制する方針。「一発当てて取り戻そう」というインセンティブをなくすことで過度にのめり込むことを防ぐことができる」という。国がそのように認識するのならば、カジノにおいてもパチンコと同等以上の規制をすべきであるところ、大金をかけられないカジノには存在意義はないであろう。

8月23日説明・公聴会（仙台会場）

当日表明する意見の概要

（ふりがな）（ぜんこくかじのとばくじょうせっちはんたいれんらくきょうぎ
かい だいひょうかんじ にいさところじ）

氏 名 全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会 代表幹事 新里宏二

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

（意見の趣旨）

私達はカジノ賭博に依存しない、クリーンな観光立国を求め、本とりまとめの構想に反対します。

- 1 日本には昨年2400万人の海外からの観光客が来ています。本年7月は238万人と過去最高を記録しました。民間賭博場であるカジノを解禁し、マイナスの影響をまき散らしながら海外からの観光客を誘致する必要はありません。
- 2 本とりまとめには、マイナスの影響を全く試算していない等、重大な問題点があります。日本では刑法で賭博を禁止し、さらに民間賭博はさらに厳しく禁止してきました。治安の悪化、ギャンブル依存症問題、青少年への悪影響等マイナスの影響が不可避だからです。本とりまとめでは民間賭博を解禁した場合のマイナスの影響を金額に見積もった推計すらなされていません。韓国では「射幸産業統合監督委員会のホームページ上に「賭博中毒者の年間社会・経済的費用」として、78兆ウォン（日本円に換算して7.8兆円）とされています。他方、ギャンブル産業全体の収益16兆ウォン（1.6兆円）といわれています。今回の政府の検討の仕方として極めて一方的で、説得力に欠けます。
- 3 違法性阻却についても法務省のこれまでの公益目的（収益の用途が公益目的にのみ使われることも含む等）など8項目の考慮要素について検討が不十分です。収益が大きく賭博事業者の利益となり株式配当され、私益に多くの収益が使われることをこれまでの考え方と整合性を持って説明することは困難と考えます。
- 4 貸金業法の適用除外は賭博場の貸付に収入の3分の1の総量規制を除外するものと考えられ論外です。多重債務問題の再燃は必定です。これまでの貸金業法改正後の取り組みを逆戻りさせるものです。
- 5 そもそも、人の不幸を前提とする賭博ビジネスで日本の成長戦略を語るべきではないと考えます。
- 6 昨年法律が成立後も世論の動向はかえってカジノ解禁の反対が増加しています。時事通信の「もしお住まいの近くの自治体やその周辺にIRがつくられることになったら」に賛成22.8%、反対66.8%、その理由は治安悪化68.2%、青少年への悪影響57.5%となっています。その声を無視すべきではありません。
- 7 カジノを開設することの最終判断はそこに暮らす住民であり住民自治が守られる必要があります。憲法95条の「特別法の住民投票」の制度趣旨に鑑み、議会の承認では不足し住民投票が不可欠です。

8月23日説明・公聴会（仙台会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）たなか のりこ
氏 名 田中 紀子

（団体参加の場合は団体名）一般社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会

【当日表明する意見の概要】

カジノは、どんな対策を打っても、ギャンブル依存症に罹患する人はいるのだということを正面から認めた、国内最初のギャンブル産業であるべきと考えます。これまでの公営ギャンブル等は、「規制の枠内で営業する限り、ギャンブル依存症はない。あったとしてもそれは自己責任」という臭いものに蓋方式できました。そのため国内にギャンブル依存症問題が蔓延する結果となったことは周知の通りです。その上で、この IR 法案を通しカジノを建設するのなら大胆なギャンブル依存症対策を講じ、これまでの依存症問題を払しょくする画期的なものとするべきです。それではなければ、経済効果よりも社会負担費の方が増加し国のためになりません。おざなりな対策しか打ち出せないのなら、やらない方が国民のためになります。IR を通したい方々は、既存ギャンブル産業の抵抗にも屈しない、強固なギャンブル依存症対策を創り上げる覚悟を持って、臨んで頂きたいと思います。

そのためにはなんと言っても依存症対策の財源を安定的に確保すべきであり、取りまとめのなかに、納付金の一部をギャンブル依存症対策費の財源にあてることを明記すべきです。

また依存症対策の規模感がこの取りまとめでは全く見えてきません。入場規制や相談窓口の設置などという、水際対策に過ぎないものが列記されており、これでは従来の「依存症は規制をしっかりとやれば起こらない」という建前論と大差ありません。依存症は何をやっても完全に防止することなどできないのです。ですからカジノによって新たな依存症者が罹患することから逃げずに、カジノ運営側、行政、医療、民間団体、民間回復施設それらを巻き込んだ依存症対策全般の制度設計をし、十分な額が安定財源として確保され、ギャンブル依存症対策を国内全てに行き渡らせるべきです。特に巻き込まれる妻子や老親といった家庭内弱者を救出する仕組みづくりは、絶対不可欠です。

IR によって、ギャンブル産業によるギャンブル依存症対策の「応益負担」を明記したものとすれば、既存ギャンブル産業の依存症対策の遅れをけん引することとなり画期的です。

ギャンブル大国日本に、この上新たなギャンブル産業を誕生させるなら、これまでの概念を打ち破るべく、もっと大胆な財源と規模感が明記された対策を打ち出すべきと考えます。